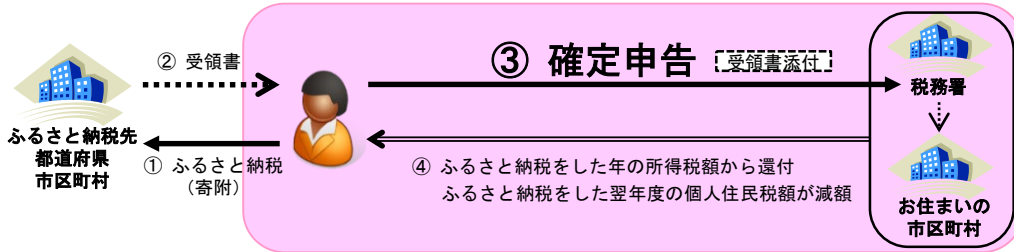


ふるさと納税をされた方へ

ふるさと納税をされた方は、所得税及び個人住民税において、寄附金控除の適用を受けることができますが、そのためには**確定申告をする必要があります**。

※ ふるさと納税ワンストップ特例を申請していない場合



ふるさと納税の控除の仕組み

特例控除対象の都道府県・市区町村に対するふるさと納税(寄附)のうち2,000円を超える部分については、一定の上限まで、原則、所得税・個人住民税から全額控除されます。

※ 一定の上限の詳細は、総務省HPに「制度の概要」(PDFファイル)として掲載されています。

(参考)

2,000円を除く全額が控除できる寄附金額(目安)は、総務省HPに「2,000円を除く全額が控除できる寄附金額の一覧(目安)」として、寄附者本人の給与収入と寄附者の家族構成のパターン別の全額控除される寄附額の一覧(目安)が掲載されています。

また、寄附者の年収、家族構成や寄附しようとする額を入力すると、控除額(目安)がシミュレーションできる「寄附金控除額の計算シミュレーション」(Excelファイル)が掲載されています。

確定申告について

1. 確定申告とは？

確定申告とは、毎年1月1日から12月31日までの1年間に生じた所得の金額とそれに対する所得税の額を計算し、源泉徴収された税金などがある場合には、その過不足を精算する手続きです。ふるさと納税の控除を受ける場合は、確定申告書を作成し提出する必要があります。

2. 確定申告書の作成

確定申告書は下記のいずれかの方法で作成できます。

① 電子申告(e-Tax)で申告

パソコン又はスマートフォンで確定申告書を作成し、インターネット上(オンライン)で提出する(ICカードリーダーライタ等を別途準備する必要があります。詳しくは国税庁HPをご覧ください。)

(参考) 確定申告特集(国税庁HP)
(<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/shinkoku/tokushu/index.htm>)

② 国税庁HPで作成

国税庁HPの確定申告書等作成コーナー(画面の案内に従いパソコン又はスマートフォンで確定申告書を作成できます。)で作成した確定申告書を印刷し、提出する。

(参考)

- 確定申告書等作成コーナー(国税庁HP)
(https://www.keisan.nta.go.jp/r1/ta_top.htm#bsctrl)
- 確定申告書等作成コーナー入力の手引書(地方税共同機構HP)
(<https://www.eltax.lta.go.jp/>)

← 収入が給与1か所のみ(年末調整済)の方で、ふるさと納税による寄附金控除のみを受ける場合の入力方法を解説しています。

③ 手書きで作成

申告書に手書きで必要事項を記載し、提出する(申告書の様式は、国税庁HP(<http://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/shinkoku/tokushu/yoshiki.htm>)からダウンロードできます。)

(参考)
・ 当リーフレット裏面の記載例

3. 確定申告書に添付する必要がある書類(給与所得者が、ふるさと納税のみ申告する場合)

- 寄附金受領書(電子申告(e-Tax)で申告される場合は、添付が省略できます。)
※ 法定申告期限から、ご自宅等で5年間保存が必要です。

4. 確定申告の相談及び申告書の提出

税務署での令和元年分の確定申告の相談及び申告書の受付は、令和2年2月17日(月)から令和2年4月16日(木)までです(収入が給与1か所のみ(年末調整済)の方がふるさと納税のみ申告する場合は、令和2年2月14日(金)以前でも提出できます。)

5. 注意事項

- 給与以外の所得がある場合や、寄附金控除以外の控除について申告し、適用を受ける場合は、別途上記3以外の添付書類が必要となる場合があります(詳しくは、国税庁HP等によりご確認ください。)
- 確定申告を行い寄附金控除の適用を受けるためには、寄附を行った証明として寄附金受領書が必要になりますので、大切に保管してください。
- 確定申告を行った場合、住民税の申告を別途行う必要はありません。
- 所得税は確定申告書に記載した口座に還付され、住民税はふるさと納税をした翌年6月から支払う税額が減額になります(住民税は還付されるわけではありませんのでご注意ください。)

※ 上記における「所得税」は、平成25年分から令和19年分は「所得税及び復興特別所得税」となります。

(注) 裏面の記載例の様式は、令和元年分申告の例です。令和2年分申告以降は、様式等に変更がある可能性がありますので、ご注意ください。

確定申告書の記入例(A様式)

ふるさと 二郎さんのケース
 所得: 給与のみ(年末調整済)
 ふるさと納税(寄附)(※)の額: 3万円
 (※)特例控除対象の都道府県・市区町村に対する寄附金
 家族構成: 夫婦子1人
 (妻は控除対象配偶者、
 子供は一般の控除対象扶養親族に該当)

(注)ふるさと納税(寄附)の控除を受けるための申告書記入例です。
 他に医療費控除等の申告をする場合は他欄の記入も必要ですので、ご注意ください。

令和〇〇年 月 日 令和〇〇年分の確定申告書A FA0114

住所: △△市△△町×-×-×
 氏名: ふるさと 二郎
 生年月日: 3/40/1/1
 職業: フルサト ジロウ

収入金額等	雑所得	給与所得	所得控除	所得税額	税額
7500000	5550000	1125000	2443000	3107000	213200

令和〇〇年分の確定申告書A FA0068

住所: △△市△△町×-×-×
 氏名: ふるさと 二郎

所得の内訳	所得控除	所得税額	雑所得	所得税額
給与 7,500,000	2,220,000	220,500	30,000	3,000

令和〇〇年分 給与所得の源泉徴収票

支払元: △△市△△町×-×-×
 支払先: 〇〇株式会社
 給与: 7,500,000
 源泉徴収: 2,220,500
 支払総額: 5,279,500

(※)計算の指示があるものはそれに従って計算した結果を記入してください。
 (例) ⑤ = ① + ② + ③ + ④

「上の②①に対する税額②②」の計算

②①の金額	課税される所得金額に対する金額
0円	0円
1,000円 ~	1,949.00円 ②① × 0.05
1,950.00円 ~	3,299.00円 ②① × 0.1 - 97.50円
3,300.00円 ~	6,949.00円 ②① × 0.2 - 427.50円
6,950.00円 ~	8,999.00円 ②① × 0.23 - 636.00円
9,000.00円 ~	17,999.00円 ②① × 0.33 - 1,536.00円
18,000.00円 ~	39,999.00円 ②① × 0.4 - 2,796.00円
40,000.00円 ~	②① × 0.45 - 4,796.00円

3,107,000円(円) × 0.1 - 97.50 = 213,200(円)

ふるさと納税(寄附)先から送付された受領書に基づき、ふるさと納税(寄附)先の所在地・名称・ふるさと納税(寄附)金額を記入する。

国税庁HPの「確定申告書等作成コーナー」で作成する場合は、⑱や⑳は、自動で計算されます。

「寄附金控除⑱」の計算

ふるさと納税の額	30,000円	A
第一表⑤欄	5,550,000円	B
B × 0.4	2,220,000円	C
AとCのいずれか少ない方の金額	30,000円	D
寄附金控除額(D - 2,000円)	28,000円	E